

○地区別登録状況

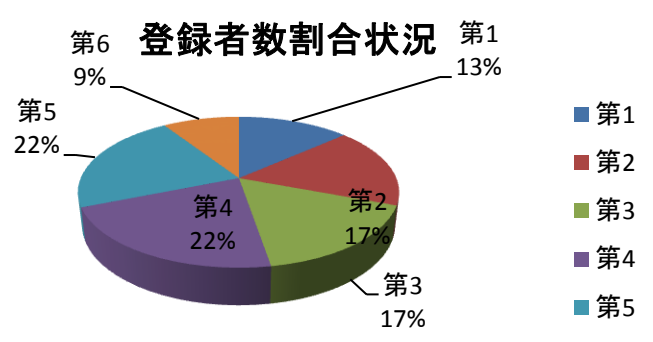
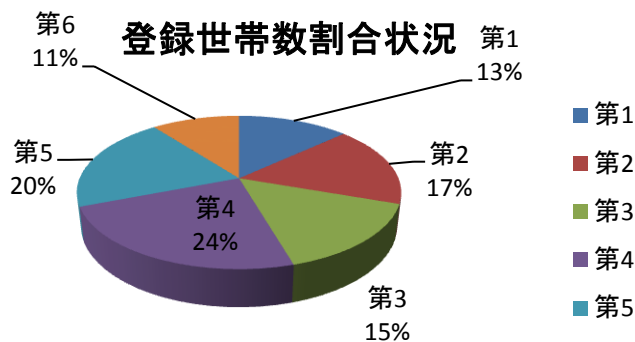
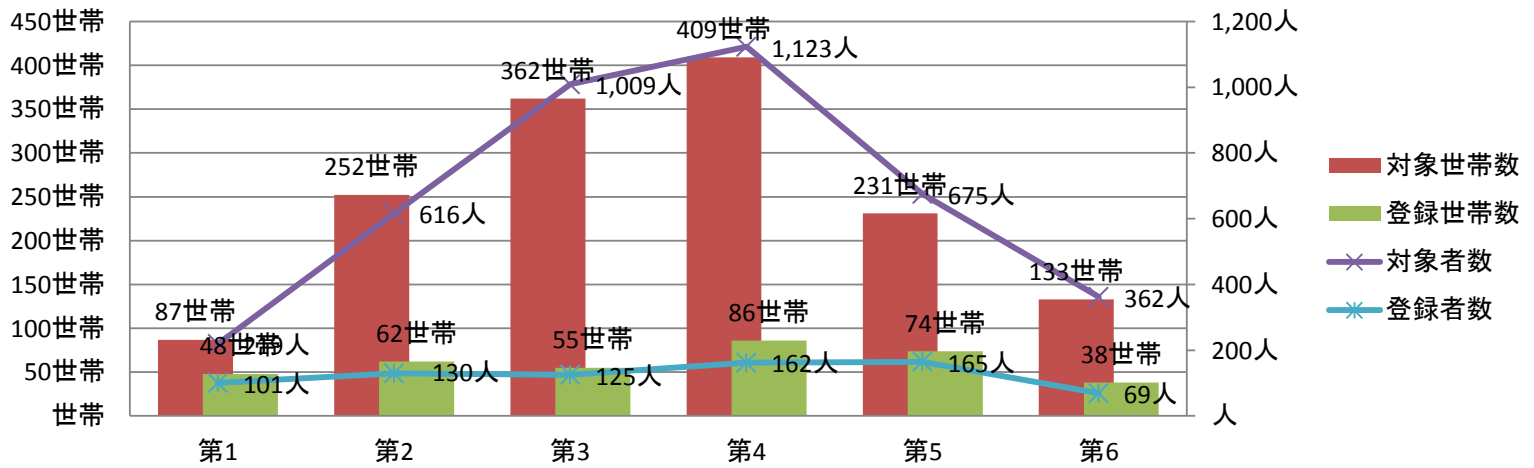
地区	対象世帯数 (H29.12)	登録世帯数												合計	前年度末	登録世帯累計		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
第1	87世帯															48世帯	48世帯	
第2	252世帯		2	1	1											4世帯	58世帯	62世帯
第3	362世帯															55世帯	55世帯	55世帯
第4	409世帯	1														1世帯	85世帯	86世帯
第5	231世帯	1		2	1											4世帯	70世帯	74世帯
第6	133世帯															9世帯	38世帯	38世帯
合計	1,474世帯	2	2	3	2											9世帯	354世帯	363世帯

登録世帯累計/対象世帯数 24.63%

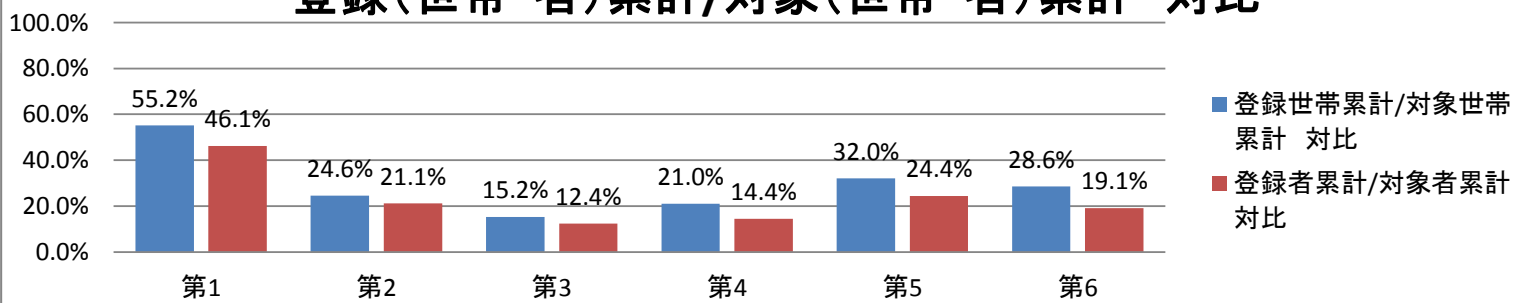
地区	対象者数 (H29.12)	登録者数												合計	前年度末	登録者数累計		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
第1	219人															101人	101人	
第2	616人		4	1	2											7人	123人	130人
第3	1,009人															125人	125人	125人
第4	1,123人	2														2人	160人	162人
第5	675人	2		5	2											9人	156人	165人
第6	362人															69人	69人	69人
合計	4,004人	4	4	6	4											18人	734人	752人

登録者数累計/対象者数 18.8%

地区別登録状況



登録(世帯・者)累計/対象(世帯・者)累計 対比



○地区別利用者状況

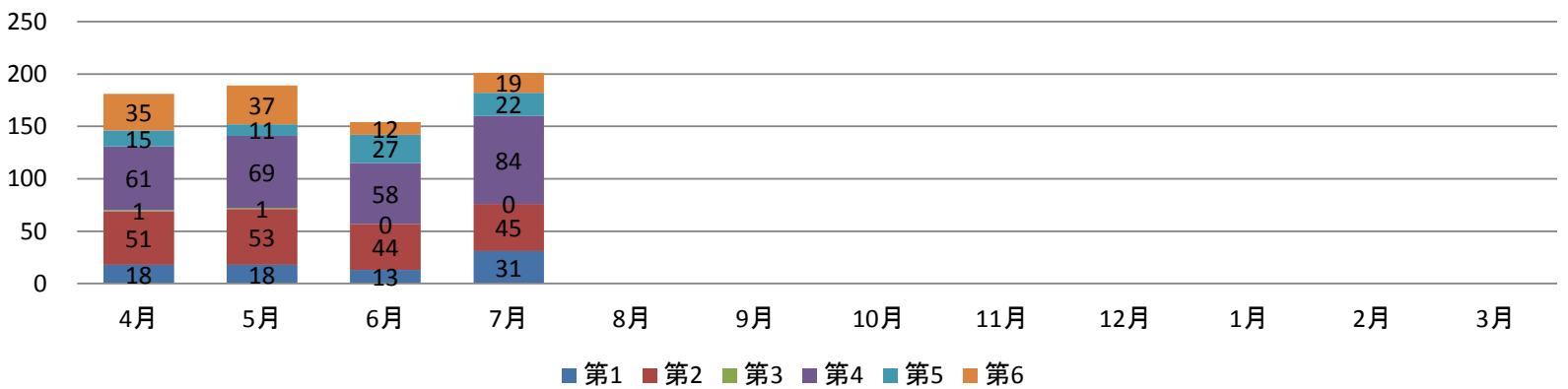
地区	利用者数														7月末日現在 利用者数累計
	前年度末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
第1	227人	18	18	13	31									80人	307人
第2	430人	51	53	44	45									193人	623人
第3	12人	1	1	0	0									2人	14人
第4	249人	61	69	58	84									272人	521人
第5	135人	15	11	27	22									75人	210人
第6	405人	35	37	12	19									103人	508人
合計	1,458人	181	189	154	201									725人	2,183人

地区	実利用者数														7月末日現在 実利用者
	前年度末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
第1	20人	7	8	5	5									25人	21人
第2	27人	11	11	13	11									46人	27人
第3	1人	1	1	0	0									2人	3人
第4	18人	10	13	10	15									48人	23人
第5	16人	5	6	9	10									30人	21人
第6	12人	5	4	3	3									15人	12人
合計	94人	39	43	40	44									166人	107人

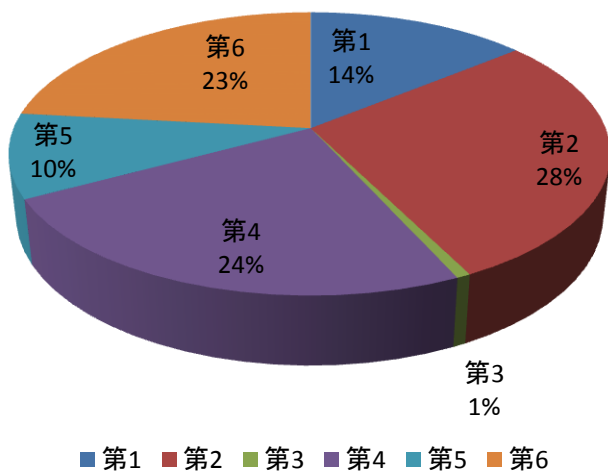
○1日あたりの利用者数

	1日あたり利用者数														累計
	前年度末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
日数	265	20	19	20	22									81	346
人数	5.5	9.1	9.9	7.7	9.1									9.0	6.3

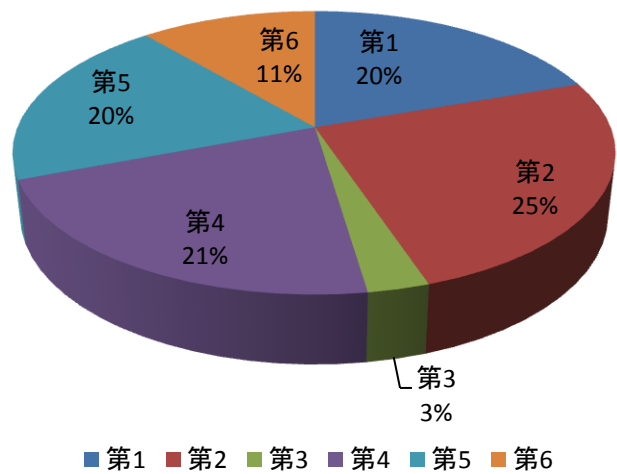
地区別利用者数(今年度月別)



地区別利用者数累計 割合



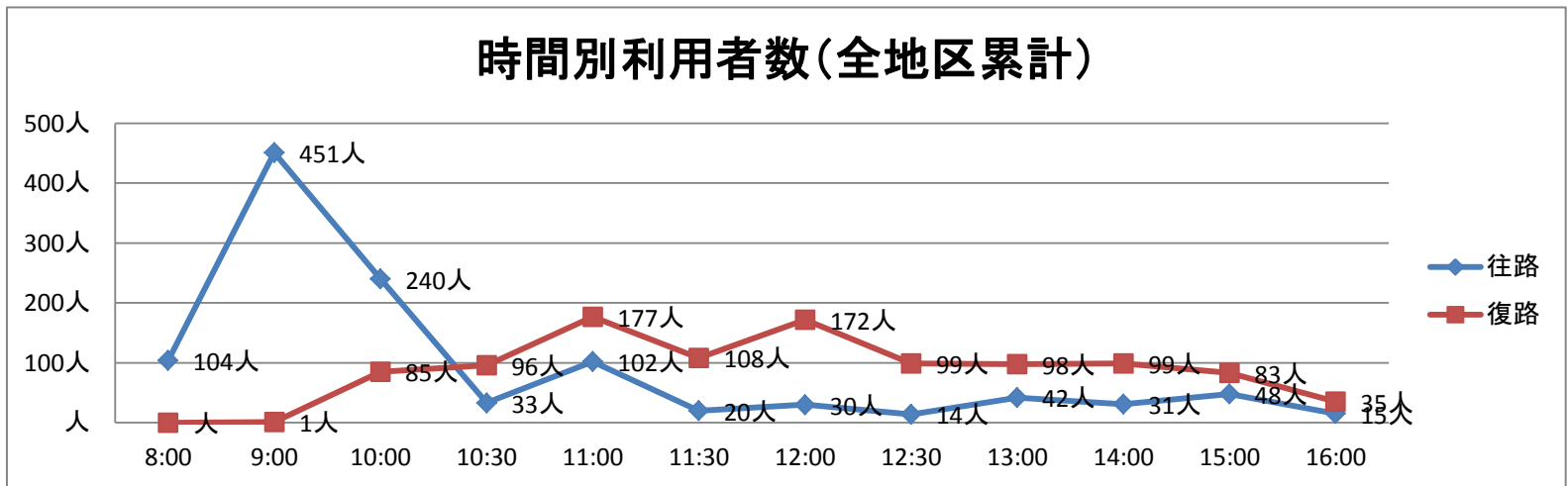
今月末時点実用者数 割合



○時間別利用者数

時間帯	前年度	往路												合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
8:00	82人	8人	3人	4人	7人										104人
9:00	303人	36人	45人	30人	37人										451人
10:00	162人	22人	20人	12人	24人										240人
10:30	21人	6人	2人	人	4人										33人
11:00	77人	5人	9人	1人	10人										102人
11:30	11人	2人	2人	1人	4人										20人
12:00	17人	3人	3人	4人	3人										30人
12:30	6人	人	1人	1人	6人										14人
13:00	19人	7人	6人	7人	3人										42人
14:00	23人	4人	3人	人	1人										31人
15:00	32人	2人	6人	5人	3人										48人
16:00	14人	人	1人	人	人										15人
合計	767人	95人	101人	65人	102人										1,130人

時間帯	前年度	復路												合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
8:00	人	人	人	人	人										人
9:00	1人	人	人	人	人										1人
10:00	70人	1人	7人	5人	2人										85人
10:30	57人	10人	10人	9人	10人										96人
11:00	122人	17人	16人	16人	6人										177人
11:30	72人	12人	10人	5人	9人										108人
12:00	125人	16人	9人	9人	13人										172人
12:30	80人	6人	4人	3人	6人										99人
13:00	58人	7人	13人	12人	8人										98人
14:00	51人	6人	6人	11人	25人										99人
15:00	33人	10人	13人	12人	15人										83人
16:00	22人	1人	人	7人	5人										35人
合計	691人	86人	88人	89人	99人										1,053人



○乗合率 (1台あたりの乗車人員)

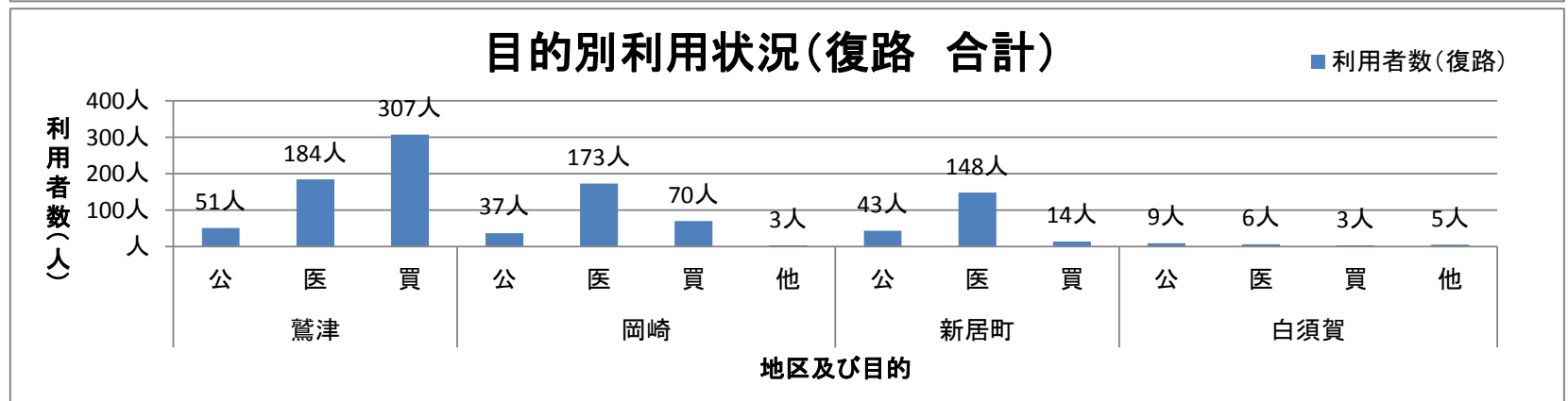
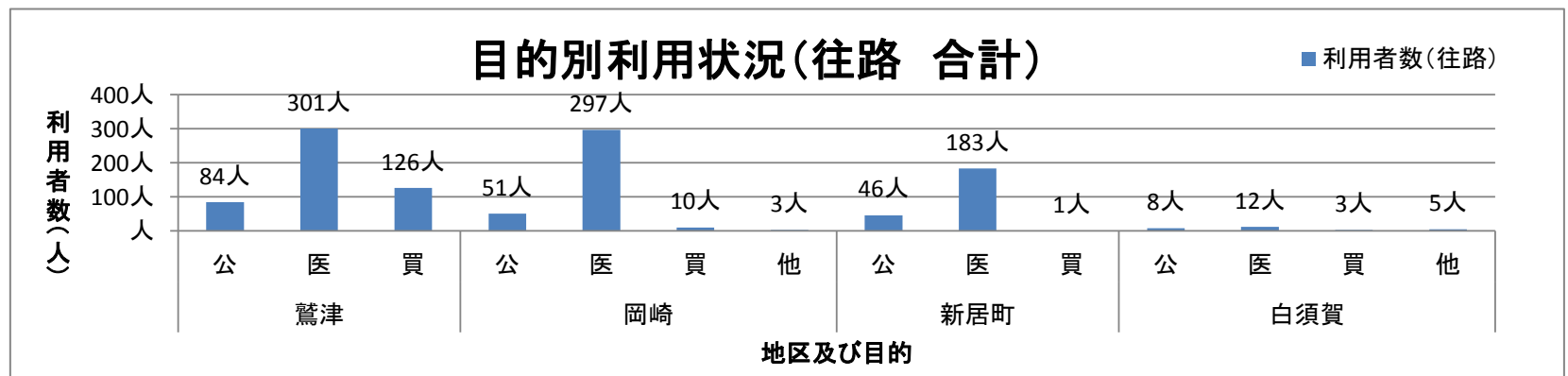
	前年度末	1日あたり利用者数												合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
便数	1281	147	150	119	152										568
移動人数	1,458	181	189	154	201										725
乗合率	1.14	1.23	1.26	1.29	1.32										1.28

	1日あたり利用者数
	累計
便数	1,849便
移動人数	2,183人
乗合率	1.18%

○目的別利用状況

月別		往路												合計
前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鷺津	公	49人	7人	10人	7人	11人								84人
	医	224人	25人	17人	11人	24人								301人
	買	79人	10人	13人	11人	13人								126人
岡崎	公	33人	5人	2人	2人	9人								51人
	医	205人	22人	28人	19人	23人								297人
	買	5人	2人	人	2人	1人								10人
新居町	公	32人	4人	5人	4人	1人								46人
	医	121人	18人	19人	8人	17人								183人
	買	1人	人	人	人	人								1人
白須賀	公	7人	人	人	人	1人								8人
	医	6人	人	5人	人	1人								12人
	買	1人	人	2人	人	人								3人
合計		767人	95人	101人	65人	102人								1,130人

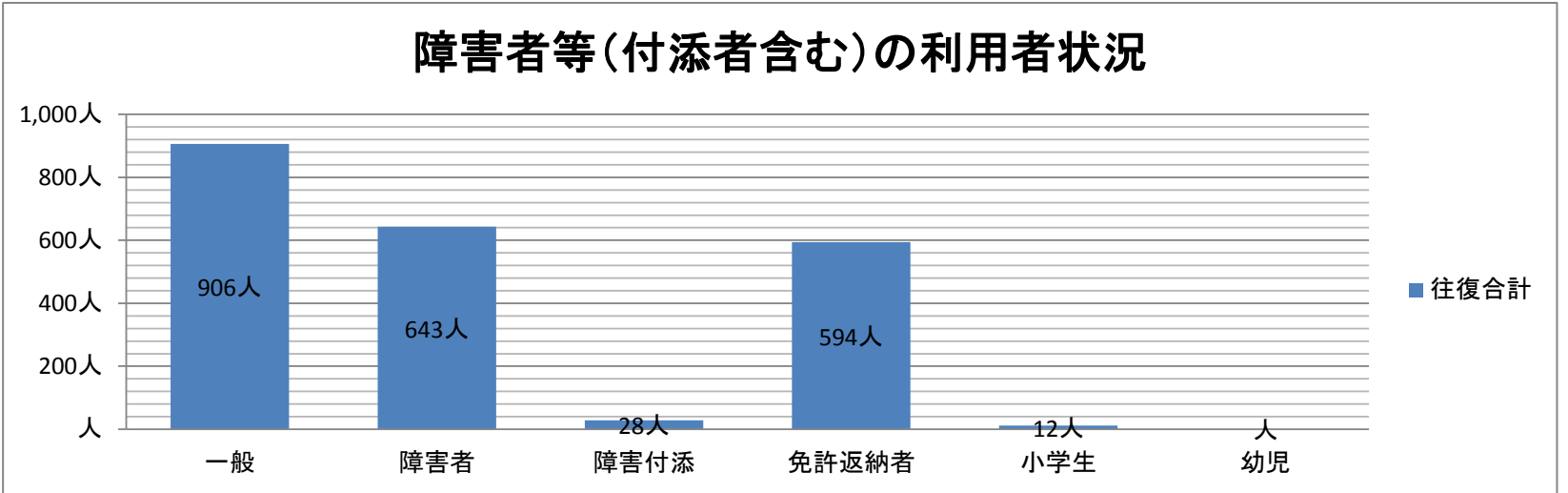
月別		復路												合計
前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鷺津	公	29人	人	4人	7人	11人								51人
	医	139人	12人	15人	8人	10人								184人
	買	180人	31人	31人	31人	34人								307人
岡崎	公	19人	5人	3人	3人	7人								37人
	医	129人	10人	9人	12人	13人								173人
	買	48人	4人	3人	6人	9人								70人
新居町	公	19人	7人	4人	9人	4人								43人
	医	97人	16人	15人	10人	10人								148人
	買	11人	人	2人	1人	人								14人
白須賀	公	7人	人	人	1人	1人								9人
	医	5人	1人	人	人	人								6人
	買	1人	人	2人	人	人								3人
合計		691人	86人	88人	89人	99人								1,053人



○障害者等（付添者含む）の利用状況

種別	前年度	往復合計												合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一般	573人	66人	66人	88人	113人										906人
障害者	459人	52人	65人	33人	34人										643人
障害付添	13人	11人	3人	1人	人										28人
免許返納者	401人	52人	55人	32人	54人										594人
小学生	12人	人	人	人	人										12人
幼児	人	人	人	人	人										人
合計	1,458人	181人	189人	154人	201人										2,183人

障害者等（付添者含む）の利用者状況



○デマンド型乗合タクシーの収支率・利用者一人当たりの負担額

	乗車人員(A)	運行車両(B)	運行経費(C)	運賃収入(D)	市負担金(E)	収支率(F = D/C)	利用者一人当たりの負担額(E/A)
4月	181人	147台	410,000円	86,050円	323,950円	21.0%	1,790円
5月	189人	150台	408,800円	87,050円	321,750円	21.3%	1,702円
6月	154人	119台	328,400円	83,900円	244,500円	25.5%	1,588円
7月	201人	152台	419,200円	108,700円	310,500円	25.9%	1,545円
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計	725人	568台	1,566,400円	365,700円	1,200,700円	23.3%	1,656円

○デマンド型乗合タクシーに関する目標値との照合結果

評価指標	1日当たり利用者数	世帯登録者数	乗合率(1台あたりの乗車人員)	利用者満足度	地域と協力した取組
目標値	5.0人/日以上	25%以上	1.25人以上	60%以上	月1回以上
令和元年7月末	9.0人/日	24.60%	1.32人	73.80%	1.17回/月

令和元年 8 月 30 日

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について

(産業部産業振興課)

1 要旨

コーちゃんバスについて、現在、令和元年 10 月からも国庫補助金を受けながら運行するため、別紙「生活交通確保維持改善計画」を中部運輸局静岡運輸支局へ提出した。

令和元年 6 月 25 日付国総支第 10 号にて国庫補助上限額の基本的な方針が通知されたため、報告する。

2 国庫補助申請額

(1) 国庫補助対象者及び路線名

運行事業者	路線名
浜松バス(株)	白須賀新居鷲津線
浜松バス(株)	白須賀鷲津線
浜松バス(株)	白須賀岡崎線
浜松バス(株)	岡崎循環線
浜松バス(株)	岡崎鷲津線
浜松バス(株)	知波田鷲津線
浜松バス(株)	入出新所鷲津線

(2) 令和 2 年度国庫補助上限額 (予定)

対象人口	×	基礎単価	+	300 万円	=	国庫補助上限額
27,386 人		150 円				7,107 千円

対象人口：人口集中地区以外の人口（27,386 人）と交通不便地域の人口（316 人）比較し、どちらか多い方。（平成 27 年度国勢調査による）

※令和元年度国庫補助上限額 7,107 千円

(3) その他

「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について（令和元年 6 月 25 日付国総支第 10 号）により算定することを基本とし、令和 2 年度予算の決定等を踏まえ、確定したうえで通知することとなっている。

令和元年 8 月 30 日

(件名)

知波田地区におけるデマンド型乗合タクシー(実証実験)の仕様について

(産業部産業振興課)

1 趣旨

現在湖西市デマンド型乗合タクシーの実証実験を白須賀地区にて実施している。平成 31 年 1 月 10 日に知波田地区連合会より“より利用しやすい公共交通方式導入に関する要望書”が提出され、同連合会と協議を行っている。

令和元年 6 月 24 日(月)に開催された「令和元年度第 1 回湖西市地域公共交通会議」にて、湖西市デマンド型乗合タクシーの実証実験を知波田地区でも実施することが承認された。

その後知波田地区連合会と協議を重ねた結果、以下の事項を仕様として定め運行することとしたい。

2 仕様内容(概略)

・ 実証実験期間

令和元年 11 月 1 日(金)から令和 2 年 3 月 31 日(火)

・ 運行区域

知波田地区連合会に所属する 6 自治会の地域及び指定施設
(神座、太田、青平、大知波、利木、横山自治会)

・ 利用対象者

住民基本台帳上、上記運行区域に居住の用に供する住民

・ 指定施設

P11 に記載

・ 利用料金(運賃)

知波田地区内	300 円
入出・新所地区	500 円
鷺津地区	700 円
岡崎地区	700 円
新居地区	900 円

・ 運行便数と運行時刻

10 便

(8 : 30、9 : 30、10 : 30、11 : 30、12 : 30、13 : 30、14 : 30、15 : 30、16 : 30、
17 : 30)

- 仕様書について
別紙のとおり

デマンド型乗合タクシー

(11月から知波田地区にて実証実験を開始します。)



～まずは利用者登録をお願いします！～

ステップ①

利用登録をするため市へ“登録申請書”を提出

「利用登録申請書」を市役所や北部地区多目的センターなどへ提出する。

ステップ②

市役所から“利用者証”を送付します

提出されると、市から「デマンド型乗合タクシー利用者証（会員証）」を送付します。
※利用者証は、予約や乗車時に必要になります。

ステップ③

“デマンド”タクシー予約専用ダイヤルへ“電話予約”する

【予約受付時間】

7日前から各便の30分前まで

“注意”

8:30の便は利用希望日の7日前から前日の17:00までに連絡してください！！

～利用方法～

デマンドタクシー予約専用 053-472-8451 (ハコイ)

(予約受付は月曜日から土曜日の8:00から17:00まで) ※祝日及び年末年始は除く。

①予約の電話

- (1) 利用者の会員番号、名前
- (2) 利用したい日と利用する便の時刻

会員番号〇〇〇の湖西花子です。
行きの〇時便と帰りの〇時便の
デマンドタクシーの予約をお願いします。



帰りの予約はどうしますか？

②自宅へお迎え

乗車時に“デマンド型乗合タクシー利用者証（利用者証）”を提示して下さい
※他に予約があれば乗り合います。



④目的地(指定施設)で降車

降車の際に料金を支払います



③乗合で順番に移動

※予約の状況に応じて運行ルートが変わります
※予約の状況に応じてお迎えの時間が遅くなる場合があります



☆用事が済んだら・・・

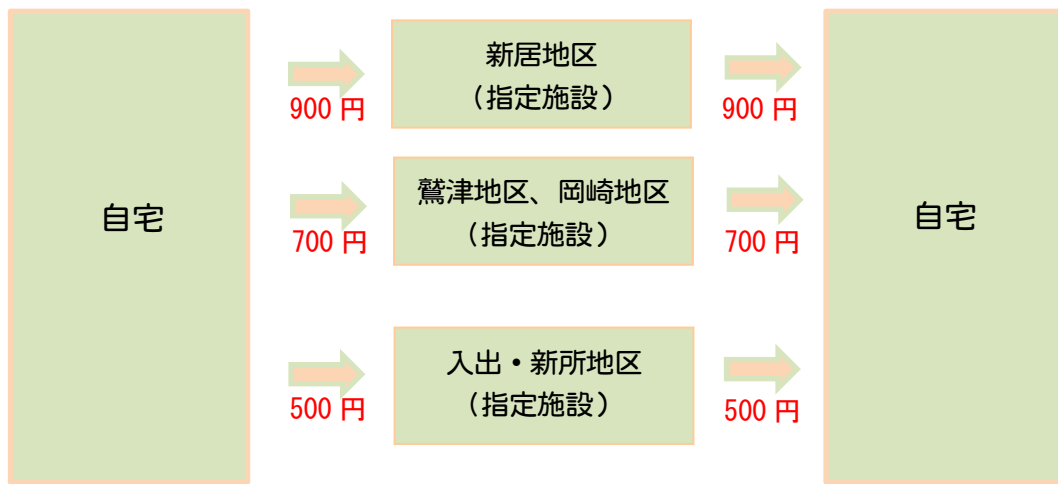
電話で予約 ⇒ 指定施設で乗車 ⇒ 乗合で順番に移動 ⇒ 自宅で降車

☆運行のきまり☆

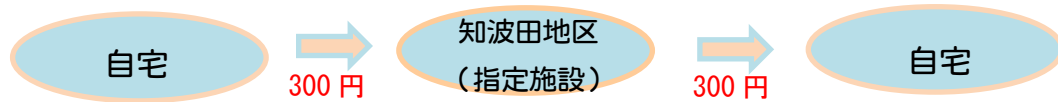
- 【利用できる方】** 知波田地区にお住まいで、利用者登録をされた方
 ※ご自身で乗車・降車ができる方、または付添人の介添えにより乗車・降車ができる方に限る
- 【運行日】** 月曜日～金曜日 ※土・日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休
- 【運行経路】** 自宅から指定施設まで 又は 指定施設から自宅まで ※指定施設間の移動はできません
- 【運行時刻】** 8:30、9:30、10:30、11:30、12:30、13:30、14:30、15:30、16:30、17:30
 ※乗合が発生した場合、15分程度遅延が発生する場合があります。ご了承ください。

【利用料金】

<地区外移動>



<地区内移動>



※コーちゃんバス回数券や高齢者バス・タクシー乗車券（長寿介護課）をご利用頂けます。

【割引運賃】 次の方は半額になります

- ①小学生 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方とその付添の方1人 ③コーちゃんバス等無料乗車券(運転免許証自主返納等)を所持している方

次の方は無料になります

- ①未就学児 ②乳児 ※利用者1人につき、2人まで。未就学児・乳児のみの利用はできません

↓コーちゃんバス回数券 (100円券)



↑コーちゃんバス等無料乗車券

高齢者バス・タクシー乗車券↑

☆指定施設一覧表☆

	鷺津地区	岡崎地区	新居地区	入出・新所地区
指 定 施 設	【公共施設】 JR 鷺津駅 市役所・おぼと 【医療施設】 市立湖西病院 長尾クリニック 西遠皮膚科アレルギークリニック なかしま内科 こいで整形外科皮膚科 クリニック井田 すずき整形外科 ありき眼科 はやし耳鼻咽喉科 【買い物施設】 遠鉄ストア湖西店 ザ・ビッグ湖西店 クックマート浜名湖西店 ハロー湖西店	【公共施設】 JR 新所原駅 西部地域センター アメティプラザ 【医療施設】 浜名病院 新所原医院 いしはま医院 なかむらクリニック 西湖西整形外科 後藤内科医院 川口整形外科 【買い物施設】 パレマルシェ新所原店 【その他】 地域包括支援センター光湖苑	【公共施設】 JR 新居町駅 新居地域センター 老人福祉センター 【医療施設】 あらい青葉クリニック あらい眼科 【買い物施設】 かきこや仲町店	【公共施設】 はつらつセンター 入出郵便局 新所郵便局 【医療施設】 伊藤医院 榛名医院 【買い物施設】 かきこや入出店 【その他】 ケアハウス燦光
	知波田地区			
				【公共施設】 天浜線知波田駅、北部地区多目的センター、 【その他】 地域包括支援センター湖西白萩、JA 湖西北支店

例えば2人で湖西病院に行く予定の場合・・・



Aさん「明日の9:30の便で、
行先は「湖西病院」で予約を
お願いします。」



Bさん「明日の9:30の便
で、行先は「湖西病院」で
予約をお願いします。」



ありがとうございます
います。ご予約を
受け付けました。



タクシーの乗車中も楽しくおしゃべりしながら病院へ向かうことができます。





デマンド型乗合タクシーの よくある質問!!



Q1 デマンド型乗合タクシーは一般タクシーと同じですか？

A1 デマンド型乗合タクシーは、一般タクシーと違い、乗り合って「自宅」と「指定施設」を運行する公共交通機関です。知波田地区に住んでいる方で、事前に利用者登録をすればどなたでも利用できます。なお、**事前の利用者登録は無料で年間費もかかりません。**また、「指定施設」から「指定施設」への利用はできません。



Q2 デマンド型乗合タクシーの良いところは？

A2 デマンド型乗合タクシーの良いところは、一般タクシーより料金が大幅に安いところです。また、バスと違って、自宅まで迎えに来てくれるので、バス停まで行く必要はありません。



Q3 シルバーカーや手押し車、車いすは乗りますか？買った荷物も運べますか？

A3 車いすなどは1台であれば乗ります。その他大きい荷物がある場合には、予約時に相談してください。また、買った荷物も運べます。



Q4 一度も乗ったことがないから不安で予約できない・・・

A4 予約専用ダイヤルへ電話をしていただければ、ご利用様の希望に沿った提案をいたします。実際にデマンド型乗合タクシーに乗り降りする際も一般タクシーと何ら変わりません。運転手も優しく対応いたします。安心して、まずは、お気軽に予約専用ダイヤルへお電話ください。
※ (予約専用ダイヤル) 053-472-8451



Q5 子供だけで利用できますか？

A5 小学生以上の方であれば保護者の同伴がなくてもご利用は可能です。なお、未就学児の利用については、登録してある保護者の同伴が必要です。



湖西市デマンド型乗合タクシー 運行業務仕様書

令和元年 11 月
湖西市

1. 適用範囲

この仕様書は、湖西市が発注する湖西市デマンド型乗合タクシーの運行業務に適用する。

2. 目的

湖西市における市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、湖西市デマンド型乗合タクシー実証実験（以下、「デマンド型乗合タクシー」という。）の運行業務を委託する。

3. 委託事業の概要

(1) 運行区域等

運行区域は白須賀地区及び知波田地区とし、それぞれの地区内及び地区外の指定施設（乗降場所）を指定する。

(2) 事業形態

本市と受注者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行業務委託契約を締結し、運行事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 運行方法

道路運送法第4条による乗合運行。

(5) 業務に必要とされる要件

- ① 運行業務、運行管理業務及び車両管理業務等を行える設備や体制が整っていること。
- ② 上記運行区域において、令和元年11月1日から業務遂行に関し必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること又は有することが確実なこと。
- ③ 運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。

(6) デマンド型乗合タクシーの運行内容

① 利用対象者

- ア. 利用対象者は、白須賀地区及び知波田地区の住民とする。
- イ. 未就学児だけの利用はできないこととする。

- ウ. 運行車両への乗り降りに、乗務員の介助を必要としないこと。
- ② 利用登録
- ア. デマンド型乗合タクシーの利用者は、登録制とし、必要事項（住所、氏名、連絡先等）を記載した登録申請書を基に登録手続きを行う。
 - イ. 市では、記載内容を確認し、利用者番号、氏名等を掲載した利用者登録証を無料で発行（郵送）する。
 - ウ. 受託者へ必要な利用者情報を提供する。
- ③ 利用方法
- ア. 事前に運行事業者へ直接電話にて予約することとし、復路（帰り）の便が必要な場合も併せて予約する。同乗する未就学児についても予約を必要とする。
 - イ. 予約受付時間は、月曜日から土曜日の午前8時から午後5時までとする。日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
 - ウ. 予約受付は、7日前から各便の30分前までとする。ただし、運行時間が8時00分及び8時30分の便は、前日の午後5時までの受け付けとする。
- ④ 運行目的地
- ア. 白須賀地区
《白須賀地区内》
《鷺津地区》
《新居地区》
《岡崎地区》
 - イ. 知波田地区
《知波田地区内》
《鷺津地区》
《新居地区》
《岡崎地区》
《入出・新所地区》
- ⑤ 運行日
- 月曜から金曜日とする（運休日を除く）。
- ⑥ 運休日
- 土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）とする。
- ⑦ 運行経路等
- ア. デマンド型乗合タクシーの予約状況を基に、運行事業者が効率的な運行ルートを作成し、利用者の乗降を繰り返す。
 - イ. 利用者宅と運行目的地（乗降場所、指定施設等）を結び、これら以外の乗降はできないものとする。また、指定施設から指定施設への移動はできないものとする。

- ⑧ 利用料金（運賃）
- ア. 白須賀地区
 《白須賀地区内》300 円
 《鷺津地区》700 円
 《新居地区》700 円
 《岡崎地区》700 円
- イ. 知波田地区
 《知波田地区内》300 円
 《鷺津地区》700 円
 《新居地区》900 円
 《岡崎地区》700 円
 《入出・新所地区》500 円

※湖西市が発行する湖西市高齢者バス・タクシー乗車券も運賃収入に含む。

※運賃収入は、現金・回数券・湖西市高齢者バス・タクシー乗車券にて徴収するものとする。

- ⑨ 割引料金
- 下記の者については、下記に示すように料金を割引くものとする。
- ・ 同伴者 1 人につき未就学児 2 人まで：【無料】
 - ・ 湖西市コミュニティバス等無料乗車券を所持している方：【半額】
 - ・ 小学生：【半額】
 - ・ 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方と、その付添人 1 人：【半額】

《全地区共通事項》

- ⑩ 運行便数と運行時刻
- ア. 白須賀地区
 8:00・9:00・10:00・10:30・11:00・11:30・12:00・12:30・
 13:00・14:00・15:00・16:00
- イ. 知波田地区
 8:30・9:30・10:30・11:30・12:30・13:30・14:30・15:30・16:30・
 17:30
- ⑪ 事業費の考え方
- 委託契約を締結する際に 1 運行当たりの事業費（運行費）を確定し、この運行費（割引料金を含む）と利用者からの乗車賃（利用料金）の差額を委託料として市が支払う。
- また、運賃収入の他、回数券や車内・車外広告及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金額も運行経費から差し引くものとする。
- ⑫ 運行車両

- ア. 運行事業者が所有する一般乗用旅客事業に使用する5人未満の乗車定員の車両を使用する。
 - イ. 車両の運行台数は、予備車両を含め26台以上とする。
※予想される配車に対して滞りなく対応すること。
 - ウ. 運行事業者は運行開始日までに車両を準備し、本市の確認を受けること。
- ⑬ 指定施設等については、湖西市地域公共交通会議、運行事業者と協議の上決定する。

4. 委託業務の範囲

- (1) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの利用予約に関すること。
- (2) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの運行に関すること。
- (3) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの利用料金の徴収に関すること。
- (4) 白須賀地区及び知波田地区のデマンド型乗合タクシーの運行管理及び運転者に関すること。
- (5) 車両及び車両搭載機器の保管、整備管理及び修繕に関すること。

5. 運行管理

- (1) 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- (2) 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を産業振興課に提出すること。
なお、その後の異動についても同様とする。
- (3) 運行事業者は、毎月原則5日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び本市の指示する資料を産業振興課に提出すること。
- (4) 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

6. 委託料、運行経費、収入

- (1) 委託料は、委託期間内における「1運行に係る運行費用」の合算額から「1運行によって徴収した利用料金」及び回数券や車内・車外広告及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金額を差し引いた金額とする。この場合において、当該利用料金の合算額が運行費用の合算額と同額又は上回ったときには、委託料は発生しないものとする。
また、燃料費の高騰及び運賃改定等運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行費用が増加した場合は、発注者と受注者とが協議するものとし、必要に応じて変更契約を行うことができる。

- (2) 運行分の請求は次の期日までに請求するものとする。
令和元年1月10日（令和元年10月1日から令和元年12月27日までの運行分）
令和2年4月10日（令和2年1月6日から令和2年3月31日までの運行分）
市は、請求を受理してから30日以内に委託料を払うものとする。
- (3) 利用料金の合算額が運行費用の合算額を同額若しくは上回った場合は、市は、当該金額を速やかに委託運行事業者に請求するものとし、運行委託事業者は、請求を受けた日から市が指定する口座に、期日内に支払うものとする。
- (5) 運行経費
経費には以下のものを含むこととする。
- ・人件費（運転業務及び指定施設毎の乗降記録を含む）
 - ・燃料油脂費
 - ・車両の調達費
 - ・車両の修繕、点検、保管費
 - ・課税公課（自動車税・自動車重量税）
 - ・保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
 - ・その他業務に必要な経費

7. 委託事業上の注意事項

- (1) 事業者は、事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な法人であること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の国又は県の補助金交付申請に必要な資料の提供ができること。
- (3) 法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、運行事業者となることができない。
- ① 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
 - ③ 湖西市から入札参加停止措置を受けている者。
 - ④ 正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者。
 - ⑤ 納期の到来している国税、県税及び市税を滞納している者。
 - ⑥ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算の申立てがなされた者及び開始命令がされている者(平成17年6月改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた者及び開始命令がされている者を含む)。
 - ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
 - ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。

- ⑨ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。

8. 特記事項

- (1) 事故等の報告
デマンド型乗合タクシーの運行业務等において、事故等緊急事態が発生したときは、速やかに市へ報告し、対応を協議するものとする。
- (2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。
- (3) 聞き取り調査
 - ア タクシー車両内において、利用者アンケート調査を実施し、利用者の意見や要望を聞き取る。
 - イ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。
 - ウ 調査日：運行期間内で本市の指示により決定し、1 年間に 1 日程度とする。
- (4) 損害賠償責任
事故、故障等による自動車の破損、その他運転者の行為により人身、財物等に損害を与えたときは、原因のいかんに関らず運行业務者の責任とする。
- (5) 協議の場の設置
本業務の実施期間中、次の事項を協議する場を設置することができるものとする。
 - ① 業務実績報告書についての質疑応答に関する事項。
 - ② 安全管理、車両管理に関する事項。
 - ③ 苦情、要望事項。
 - ④ 運行方法等に対する改善提言に関する事項。
- (6) 資料提供の協力等
市の求めにより運行に関する資料の提供、運行内容を協議する会等への参加について協力するものとする。
- (7) 個人情報の取り扱い
当該委託業務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、湖西市個人情報保護条例（平成平成 17 年 3 月 25 日湖西市条例第 7 号）の目的に鑑み適切に処理しなければならない。
- (8) 再委託の禁止
第三者に対し、委託業務の一部又は全部の実施を委託してはならない。
- (9) 関係法令等の遵守
委託業務の履行に関し、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、その他の関係法令を遵守しなければならない。
- (10) 疑義事項
本仕様書に定めなき事項又は疑義を生じた事項については、市と運行业務者の

協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとする。

(11) 補助金の申請手続き等

運行事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」や、静岡県の「市町自主運行バス事業費補助金」等の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。

(12) 契約

実証実験後、“(13)契約の解除”に該当しない場合については、“3(3)委託期間”の翌年度及び翌々年度に限り公共交通会議に諮り契約できるものとする。

(13) 契約の解除

本市は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。

ア 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。

イ 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

9. その他

(1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。

(2) 運行期間中に発生した、本運行業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。

(3) 運行事業者として選定後、契約締結に先立ち、公共交通会議の委員として参加を要請する場合があるので、対応すること。なお、契約締結後は公共交通会議の委員として任命することを条件とする。

(4) 公共交通会議での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行区域、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金など）を変更する場合があるので公共交通会議で承認が得られた場合は対応すること。

(5) 業務実績報告書、車両明細書、利用者明細書は別紙のとおり。

別紙 業務実績報告書

実務実績報告書

年 月 日

(宛て先)
湖西市長

所在地
名称
代表者 ⑩

湖西市デマンド型乗合タクシー運行業務委託契約書第9条に基づき運行状況を次のとおり報告します。

【 年 月】

- | | | | |
|----------|----|----------|---|
| 1. 乗車人員 | 0人 | { | 内、白須賀地区
一般 0人、障害者 0人、返納 0人、
付添人 0人、小学生 0人、幼児 0人 |
| | | | 知波田地区
一般 0人、障害者 0人、返納 0人、
付添人 0人、小学生 0人、幼児 0人 |
| 2. 運行車両数 | 0台 | (内、白須賀地区 | 0台、知波田地区 0台) |
| 3. 運行経費 | 0円 | (内、白須賀地区 | 0円、知波田地区 0円) |
| 4. 運賃収入 | 0円 | (内、白須賀地区 | 0円、知波田地区 0円) |
| 5. 委託運香料 | 0円 | (3-4) | |
| 6. その他 | | | |

※注意

- (1)本報告書に「明細書」を添付して提出してください。
- (2)その他には、道路交通法第72条第1項の交通事故、自動車事故報告規則第2条の重大事故、旅客自動車運送事業運輸規則第3条により処理された苦情又はそのた特出すべき事項について記載してください。

別紙 車両明細書

湖西市デマンド型乗合タクシー車両明細書 (地区 年 月分)

車両 NO.	運行日	方面 区分	便 区分	利用者数					運行経費 (円)	運賃収入 (円)	委託料 申請額 (円)	走行 [※]	うち実車 走行 [※]	運転手 氏名
				計	大人	障害者	付添人	幼児						
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
計														

別紙 利用者明細書

湖西市デマンド型乗合タクシー利用者明細書 (地区 年 月分)

車両 NO.	運行 日	方面 区分	便 区分	エリア 区分	会員 No	利用者 区分	乗車場所	降車場所	運賃収入 (円)	運行 [※] (km)	予約	車両 No
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
計												

令和元年 8 月 30 日

(件名)

白須賀地区におけるデマンド型乗合タクシー（実証実験）に係る運行便数の追加について

(産業部産業振興課)

1 趣旨

前回開催された「令和元年度第 1 回湖西市地域公共交通会議」にてコーちゃんバス運行ダイヤの改正が承認された。

その中で以下の 2 便を減便するにあたり、補完する施策として白須賀地区にて実証実験中であるデマンド型乗合タクシーの増便（17 時 00 分発）の検討を行うこととしている。

地域協議会へ趣旨を説明した上で意向を確認したところ、了承を得られたため、17 時 00 分便を追加し運行することとしたい。

路線名	出発時間			備考
白須賀新居鷺津線	JA白須賀支店行き	17 時 45 分	市役所発	デマンド(白須賀) 17:00 便 増発
白須賀鷺津線	湖西病院行き	17 時 03 分	長谷西発	デマンド(白須賀) 17:00 便 増発

2 変更内容

・変更前

12 便

(8 : 00、9 : 00、10 : 00、10 : 30、11 : 00、11 : 30、12 : 00、12 : 30、13 : 00、14 : 00、15 : 00、16 : 00)

・変更後

13 便

(8 : 00、9 : 00、10 : 00、10 : 30、11 : 00、11 : 30、12 : 00、12 : 30、13 : 00、14 : 00、15 : 00、16 : 00、17 : 00)

3 変更日

令和元年 11 月 1 日 (金) から

知波田地区デマンド区域図

- 岡崎鷺津線
- 白須賀岡崎線
- 岡崎循環線
- 知波田鷺津線

デマンド運行拡大区域

知波田・入出地区

岡崎・新所地区



- 1 最初降る「乗り」
- 4 乗り次の乗り